

2026年5月28日

電気需給約款（電気・ガス価格激変緩和対策事業に対する追加約款）

香川電力株式会社

1. 適用

令和8年5月25日、高市内閣総理大臣は、中東情勢を受けた対応にかかる記者会見のなかで、暑くなる夏への対応として、国民の命と暮らしを守る観点から、使用量が多くなる7～9月の電気・ガス代を支援することとしました。

燃料油の価格支援については、令和8年3月19日から実施している「中東情勢を踏まえた緊急的激変緩和措置」による補助を継続します。

2. 適用期間

【低圧供給】2026年8月検針分（2025年6月下旬に確定する燃料費調整単価、電力調達調整単価が反映される検針分）から2026年10月検針分までといたします。

【高圧供給】検針基準日が1日の場合、2026年7月検針分（2025年5月下旬に確定する燃料費調整単価が反映される検針分）から2026年9月検針分までといたします。

検針基準日が1日以外の場合、上の低圧供給のお客さまと同スケジュールとなります。

ただし、政府の決定によって本事業が延長される場合は、延長された期限までといたします。

延長の期間につきましては、当社HPまたはメール、請求書等に記載し公表するものといたします。

3. 料金

2の適用期間においては、低圧のお客さまは、当社電気需給約款（低圧）に定める電源調達調整費・燃料費調整単価の毎月の算定結果から4の政府補助割引単価を差し引いたものを電源調達調整費・燃料費調整単価といたします。

高圧のお客さまは、当社電気需給約款（高圧）に定める燃料費調整単価から4の政府補助割引単価を差し引いたものを燃料費調整額といたします。

#### 4. 政府補助割引単価

政府補助割引単価は下記の通りといたします。

政府補助割引単価（税込）

期間	2026年8月・10月検針分	2026年9月検針分
低圧供給契約の場合	3.5 円/kWh	4.5 円/kWh
高圧供給契約 検針基準日1日以外の場合	1.8 円/kWh	2.3 円/kWh

期間	2026年7月・9月検針分	2026年8月検針分
高圧供給契約 検針基準日1日の場合	1.8 円/kWh	2.3 円/kWh

計算例) 当月の電源調達調整費が1円、当月の電力使用量が500kWhで低圧供給のお客さまの場合  
電源調達調整費 = (1円 - 3.5円) × 500kWh = -1,250円

以上